

新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市空家等対策推進協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、茅ヶ崎市空家等対策推進協議会要綱（以下「協議会要綱」という。）第10条の規定に基づき、茅ヶ崎市空家等対策推進協議会（以下、「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面会議)

第2条 会長は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、協議会要綱第5条第1項の規定に基づき会議を招集することができないと認めたときは、同条第2項の規定によらず、議事の内容を明らかにした議案書その他必要な資料を委員に送付し、書面による会議（以下「書面会議」という。）を開催することができる。

2 会長は、前項の書面会議を開催するときは、あらかじめ委員からの意見及び質問を受け付ける期間を設けなければならない。

3 会長は、前項の規定に基づき提出された意見及び質問を委員間で共有するとともに、質問については都市部都市政策課その他関係者と調整の上、回答するものとする。

4 委員は、会長が指定する期日までに、前項の意見、質問及び回答を考慮した上で、議事に対する賛否を明らかにした表決書を会長に提出しなければならない。この場合において期日までに表決書が提出されないときは、議事に対して棄権したものとみなす。

5 書面会議は、前項の期限までに、委員の過半数の表決書が提出されたことをもって成立する。

6 協議会要綱第5条第3項の規定は、書面会議の表決について準用する。この場合において、「出席委員」とあるのは、「表決書を提出した委員」と読み替えるものとする。

(報告)

第3条 会長は、書面会議の結果を委員に報告するものとする。

(その他の事項)

第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に際し、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るために必要な事項は、会長が都市部都市政策課その他関係者と調整の上、定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。